登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十四年六月十八日

中国運輸局長　荒井　伸

一　登録小型船舶教習実施機関の名称

（変更前）

財団法人尾道海技学院

（変更後）

一般財団法人尾道海技学院

登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称

（変更前）

財団法人尾道海技学院登録小型船舶教習所
財団法人尾道海技学院山陰事務所登録小型船舶教習所
財団法人尾道海技学院岡山事務所登録小型船舶教習所
財団法人尾道海技学院広島事務所登録小型船舶教習所
財団法人尾道海技学院山口事務所登録小型船舶教習所

（変更後）

一般財団法人尾道海技学院登録小型船舶教習所
一般財団法人尾道海技学院山陰事務所登録小型船舶教習所
一般財団法人尾道海技学院岡山事務所登録小型船舶教習所
一般財団法人尾道海技学院広島事務所登録小型船舶教習所
一般財団法人尾道海技学院山口事務所登録小型船舶教習所

二　登録小型船舶教習実施機関の名称

（変更前）

社団法人中国船舶職員養成協会

（変更後）

一般社団法人広島海技学院

登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称

（変更前）

社団法人中国船舶職員養成協会登録小型船舶教習所

（変更後）

一般社団法人広島海技学院登録小型船舶教習所

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十四年六月十八日

四国運輸局長　丸山　研一

一　金岡　勝彦

登録小型船舶教習所の種類及び区分

（変更前）

一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所
特殊小型船舶操縦士第一種教習所

（変更後）

一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所
特殊小型船舶操縦士第一種教習所

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十四年六月十八日

九州運輸局長　玉木　良知

一　石川　徹

登録小型船舶教習所の種類及び区分

（変更前）

二級小型船舶操縦士第一種教習所
特殊小型船舶操縦士第一種教習所

（変更後）

一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所
特殊小型船舶操縦士第一種教習所

二　登録小型船舶教習実施機関の名称

（変更前）

財団法人　関門海技協会

（変更後）

一般財団法人　関門海技協会

代表者の氏名

（変更前）

大瀬　明広

（変更後）

来島　惇

三　登録小型船舶教習実施機関の名称

（変更前）

大分県立海洋科学高等学校

（変更後）

大分県立津久見高等学校海洋科学校

登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称

（変更前）

大分県立海洋科学高等学校　登録小型船舶教習所

（変更後）

大分県立津久見高等学校海洋科学校　登録小型船舶教習所

国家試験

平成25年公認会計士試験の施行

平成25年公認会計士試験の施行について、公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第1条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月18日

公認会計士・監査審査会会長　友杉　芳正

平成25年公認会計士試験を次のとおり行う。

1．試験日時及び試験科目

イ．第Ⅰ回短答式試験

平成24年12月9日

企業法　10：30～11：30
管理会計論及び監査論　13：00～15：00
財務会計論　16：00～18：00